

2016年3月15日

Japan tax alert

EY税理士法人

米国の2015年 貿易促進実施法案: 関税還付制度の 規則緩和

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

エグゼクティブ・サマリー

米国議会は、2016年2月11日にHR644法案「2015年貿易促進実施法案」(以下「本法案」)を可決しました。本法案には広範な関税及び貿易関連の改革が盛り込まれています。特に注目すべき点は、ドローバック(関税還付)制度の緩和により、米国の輸出入を行う企業に対して、重要かつ新たな関税上の恩典が提供されることです。当該法案は、次の段階として大統領に回付された後、2週間以内に署名される予定です。

詳細な議論

米国の関税還付制度は、輸入物品、又は当該物品を使用して製造された製品、又は代替可能な「同類の」商品がその後輸出される際に、輸入物品に対して支払われた関税、税金、又は手数料を還付する仕組みです。恩典やルールは還付制度の対象となっている物品の種類によって異なります。

新ルールの注目すべき点は、以下のとおりです。

米国関税率表(Harmonized Tariff Schedule of United States: 以下HTSUS)又は商務省統計分類表B(以下表B)に基づく代替

現行法の下では、19 USCセクション1313(b)に基づく製造部品の還付制度、及びセクション1313(j)(2)に基づく未使用商品の還付制度により、「同類又は同質の」代替品が製造工程で使用される、又は輸出される、又は破棄された場合に、物品の輸入時に支払われた関税等の還付請求を申し立てることができます。「同類又は同質」であるかを判断する際には、輸入物品と、製造工程で使用、又は輸出、又は破棄される物品が商業的に交換可能であるか否かに焦点が当てられます。

本法案では、同じ8桁のHTSUSに基づく関税分類番号を有する物品同士の代替が認められるようになり、適用要件が緩和されています。この代替方式は、19 USCセクション1313(p)に基づく石油製品の還付制度に対して既に適用されている方式と似通っています。セクション1313(p)を適用した場合、HTSUSに基づき代替品を特定できるため、還付請求手続きが簡素化されるだけでなく、商業的に交換可能な製品であるべきという制限が排除され、代替機会が拡大します。

本法案では、セクション1313(j)(2)に基づき、たとえ表B上の品目番号が複数のHTSUS上の8桁の細目番号に呼応したとしても、物品の表Bにおける8桁レベルの品名とHTSUS上の品名が一致すれば、それらの物品の代替を認めています。これは斬新な方式であり、還付の機会を大幅に拡大させるものです。

また、セクション1313(p)に基づく特定の分類番号に対する還付とは異なり、どの関税分類番号にも適用できます。ただし、HTSUS上の品名に「その他」と記載されている分類番号については、セクション1313(j)(2)に基づく代替の適用が制限されます。これにより、一部の請求が制限される可能性はありますが、HTSUSに基づく代替に向けた動きは、相対的に見て、還付請求を検討する企業には機会が拡大するとともに、請求プロセスが簡素化されることになると考えられます。

還付請求期間の拡大

現行の還付制度の下で、製造される商品又は未使用の商品に関する還付請求を裏付けるためには、輸入品又は代替品は輸入日から3年以内に製造工程で使用されるか、輸出されるか、破棄されなければなりません。本法案は、現行の全ての還付請求期間を輸入日から5年間に延長しています。

製造関連物品の還付請求に含まれる税金及び手数料

現行、製造関連物品に係る還付請求を含め、多くの還付請求は、輸入物品に対して支払われる関税の99%に制限されています。そのため、従来の多くの還付請求にはセクション1313(j)(2)に規定されている還付可能な他の「税金及び手数料」を含めることができませんでした。本法案は、どの種類の還付請求であっても、支払われる関税、手数料、税金の99%の還付を認めるという点で、均一性が提供されています。

払い戻しに関する乱用防止制限

本法案は還付可能額を、輸入時に支払われた実際の関税・手数料・税金と、輸出される代替品が輸入されていた場合に支払われるであろう関税・手数料・税金のいずれか低い方とする新たな制限条項を盛り込んでいます。その結果、高額の物品を輸入して関税分類番号が同一の低額の物品を輸出する場合、通常、還付を受けられるのは低い方の物品の額に制限されることとなります。

移転文書要件の緩和

現行制度では、輸入者が、輸入物品に基づいて還付請求を申請する製造業者又は他の還付請求者に商品を転送した場合、納品証明書を提供し、還付請求者は請求手続きの一環として当該証明書を提出することが要求されていました。

本法案では、通常業務で保管される記録が転送の十分な証拠となり得るため、証明書提出要件を撤廃するとしています。

本法案は成立と同時に発効となりますが、還付請求者は、法案成立後2年間は新条項に基づく請求を申し立てることができない、という重要な留意事項が付されています。この期間に、自動商業環境(ACE: Automated Commercial Environment)内に還付請求を申し立てる機能が追加される見込みです。しかし、その後、請求者がACEで還付請求を行う場合には、前述の適用期間の拡大により、請求申立日以前の5年間に発生した輸入と対象に還付請求を申し立てることができます。例えば、法案成立日を2016年2月20日とした場合、2018年2月20日までは請求を申し立てることができませんが、その後は、2013年2月20日の輸入にまで遡って請求することができます。

企業への影響

以下のような企業が、新制度による恩恵を受けることができます。

- ▶ 米国及び海外で異なるブランドの下で類似する製品を製造する企業: 以前の法律の下では、異なるブランドは商業的に交換可能とみなされる可能性が低かったのに対して、新ルールの下では、「同種」であるか否かは客観的なHTSUS基準に従って判断されます。同一のHTSUSの下で、あるブランドの製品が輸入され、別のブランドの製品が輸出される限り、これらの製品は本制度の観点から代替可能な製品と見なされます
- ▶ 物品税(Excise Tax)の対象となる製品の輸入業及び輸出業者
- ▶ 国際的オペレーションを持つコモディティトレーダー

本法案は、還付請求範囲の拡大と業務の簡素化の機会を約束していますが、還付の便益を最大化しつつ、最適な事業及び課税構造を維持するためには、事業に適合する取引形態を構築し、適切な文書を作成・保持することが重要となるでしょう。したがって、本法案が提供する機会を活用したいと考える企業は、法令上及び実務上のあらゆる側面の変更を理解し、その変更が還付請求手続きや各社の事業内容にどのように影響を及ぼすかを十分に理解する必要があります。新制度の下では、発効日から5年以前の輸入も還付対象となるため、恩恵を享受する可能性のある企業は、直ちに構造上・業務上の要件に対応することをお勧めします。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160315

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp